

静岡県告示第112号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、平成30年4月16日から平成30年5月11日までの間に実施する。

平成30年2月27日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 裾野市

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|----------|------------|-------|
| 4月5日（木） | 午前11時～午後4時 | 裾野市役所 |
| 4月6日（金） | 午前10時～正午 | 裾野市役所 |
| 4月9日（月） | 午後1時～午後4時 | 裾野市役所 |
| 4月10日（火） | 午前10時～午後4時 | 裾野市役所 |

検査区域 御殿場市

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|----------|------------|-----------------|
| 4月11日（水） | 午前10時～午後4時 | 御殿場市役所富士岡支所 |
| 4月12日（木） | 午前10時～午後4時 | 新橋地区コミュニティー供用施設 |
| 4月13日（金） | 午前10時～正午 | 新橋地区コミュニティー供用施設 |
| 4月16日（月） | 午後1時～午後4時 | 御殿場市林業会館 |
| 4月17日（火） | 午前10時～午後4時 | 御殿場市林業会館 |
| 4月18日（水） | 午前10時～午後4時 | 御殿場市役所玉穂支所 |

検査区域 小山町

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|----------|------------|---------------|
| 4月19日（木） | 午前10時～午後4時 | 小山町役場 |
| 4月20日（金） | 午前10時～正午 | 須走コミュニティーセンター |

検査区域 長泉町

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|----------|------------|--------------|
| 4月23日（月） | 午前11時～午後3時 | 長泉町勤労者体育センター |
| 4月24日（火） | 午前11時～午後3時 | 長泉町勤労者体育センター |

検査区域 清水町

| 検査期日 | 検査時間 | 検査場所 |
|----------|------------|-------|
| 4月25日（水） | 午前11時～午後3時 | 清水町役場 |

| | | | | |
|----------|-------|---|------|-------|
| 4月26日(木) | 午前11時 | ～ | 午後3時 | 清水町役場 |
|----------|-------|---|------|-------|

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの。

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会